

家計急変により収入が非課税世帯相当まで減少した世帯の方へ

令和6年度 (国公立) こうこうせいとうしょうがくきゅうふきん 高校生等奨学給付金

返済は
不要です

家計急変世帯対象

三重県教育委員会では、保護者等が負担すべき授業料以外の教育に必要な経費を支援するため、国公立高等学校等に通う高校生等のいる低所得世帯に対し、返済不要の「高校生等奨学給付金」を給付します。

本案内は保護者等の負傷・疾病、倒産等などの家計急変により収入が減少し、その後の年収見込みが非課税相当(住民税所得割額が非課税(0円))と認められる世帯を対象に給付するものです。

対象となる方 令和6年度課税のある世帯 (非課税世帯、生活保護受給世帯の方は通常申請で申し込んでください。)

1. 高等学校等就学支援金(高等学校等の授業料に対する支援)の支給を受ける資格を有する高校生等がいる世帯(特別支援学校高等部の生徒、児童入所施設入所中の生徒等を除く。)
2. 保護者等が三重県内に住所を有している世帯(保護者等のいずれかが海外に居住している場合は除く。)
※ 保護者等の住所が三重県外の場合は、住民票のある都道府県にお問い合わせください。
3. 家族構成が変わり家計が急変、離職・廃業等の理由により保護者等の収入が減少し、「保護者等の道府県民税の所得割額及び市町村民税の所得割額が非課税(0円)である世帯」に相当すると認められる世帯
4. 災害などに起因しない離職、廃業等は、家計急変の対象外です。
※ 定年退職、その他自発的な自己都合による退職、客観的な外的要因によらない廃業等は対象外です。
5. 令和6年1月1日以降に家計急変が発生した世帯

所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例 (この例に該当しない場合はお問い合わせください)

世帯の人数	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯
世帯の年収見込	2,070,000 円未満	2,216,000 円未満	2,716,000 円未満	3,216,000 円未満	3,704,000 円未満

この場合の年収とは、会社員の場合は総収入(給与明細の総支給額)、自営業の場合は事業所得(事業による収入-経費)をいいます。※上記収入見込額には退職金、失業手当は含めないものとします。

申請について 学校の休校日に注意して申請書を提出してください。

申請期間.....令和6年7月1日～令和7年3月3日(給付額は申請時期によって異なります。)

申請方法.....上記「対象となる方」のすべてを満たす世帯は在学する学校で申請書類を受け取り、必要書類とともに学校に提出してください。

※ 申請書類は、右の二次元コードからダウンロードすることもできます。-->ダウンロードする際は、両面印刷してください。



必要書類 申請書・必要書類を揃えて学校担当者に提出

- ◇ 保護者等全員分の住民票(交付日が令和6年7月1日以降で、申請日前後1ヶ月以内のもの)
- ◇ 家計急変の発生理由を証明する書類
- ◇ 家計急変前の収入証明として、保護者等全員分の令和6年度課税証明書
- ◇ 家計急変後の収入を証明する書類
- ◇ 様式1-4別紙3 扶養誓約書(扶養親族の状況について)
- ◇ 通帳の写しを指定の様式に貼付(振込先確認用)
- ◇ 高校生等が県外の高校等に通う場合は在学証明書(指定の様式)




詳しくは申請書類とともに取得する「申請の手引き」

◆8 提出する書類の注意点を確認してください。

裏面へ続く ----->

支給決定方法

提出された申請書類により、家計急変発生後1年間の年収見込額を推計し、家計状況等を確認のうえ、家計急変後の年収見込みが非課税世帯に該当すると認められる場合に支給を決定します。

※表面の「所得割合算額の見込みが非課税の世帯の例」の表を参照してください。

給付額 申請の時期によって給付額が変わります。

◆ 学校区分、世帯区分別給付額

令和6年7月1日までに家計が急変し7月31日までに申請、学校が受け付けた場合

全日制・定時制		通信制	専攻科
第1子	第2子以降		
122,100円	143,700円	50,500円	50,500円

- * 申請のあった指定口座に、審査が終了次第、順次振り込みます。
- * 学校に受領を委任した場合には、学校へ直接振り込みます。
- * 8月1日以降に申請、学校が受け付けた場合は、下記「◆申請月別給付額」による額になります。



◆ 申請月別給付額（令和6年7月2日以降に家計が急変した場合）

令和6年7月2日以降に家計が急変し、申請があった場合は申請書の受付日より月数に応じて上記「◆学校区分・世帯区分別給付額」から算定した額を給付します。

申請書 学校受付日	学校区分・世帯区分別給付額			
	全日制・定時制		通信制	専攻科
	第1子	第2子以降		
～8/1	81,400	95,800	33,666	33,666
8/2～9/1	71,225	83,825	29,458	29,458
9/2～10/1	61,050	71,850	25,250	25,250
10/2～11/1	50,875	59,875	21,041	21,041
11/2～12/1	40,700	47,900	16,833	16,833
12/2～1/1	30,525	35,925	12,625	12,625
1/2～2/1	20,350	23,950	8,416	8,416
2/2～3/3	10,175	11,975	4,208	4,208

申請と給付は原則年1回

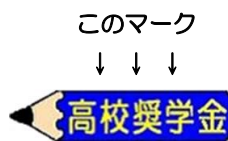
ただし、一度申請した際に「世帯の年収見込みが非課税世帯の基準を超えている」という理由で不支給となった方で、新たに家計急変となる理由が発生し、その後の世帯年収見込みが基準内になる場合は改めて申請できます。

-  家計急変による申請と、新入生一部早期または通常申請は重複して申請することはできません。
-  授業料無償化の「就学支援金」とは別の制度です。

問い合わせは各学校の担当者へ

または 三重県教育委員会事務局 教育財務課 給付金担当 電話 059-224-2827（平日 8:30～17:00）

詳しくはホームページ
「三重の教育」を開き下へ
スクロールし、ページの左側に
ある鉛筆バナーをクリック！



こちらの
二次元コードを →
読み取って →
アクセスできます。 →



■ 私立高等学校等に在籍する生徒の場合は、三重県環境生活部私学課 電話 059-224-2161 へお問い合わせください。

- ※ 高校生等奨学給付金には他の奨学金・給付金との併給に関する制限はありませんが、高校生等奨学給付金を受給することにより他の奨学金・給付金を受給できなくなる場合がありますので、ご注意ください。
- ※ この事業は文部科学省の「高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱」及び「高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への奨学のための給付金）交付要綱」に基づき実施するものです。